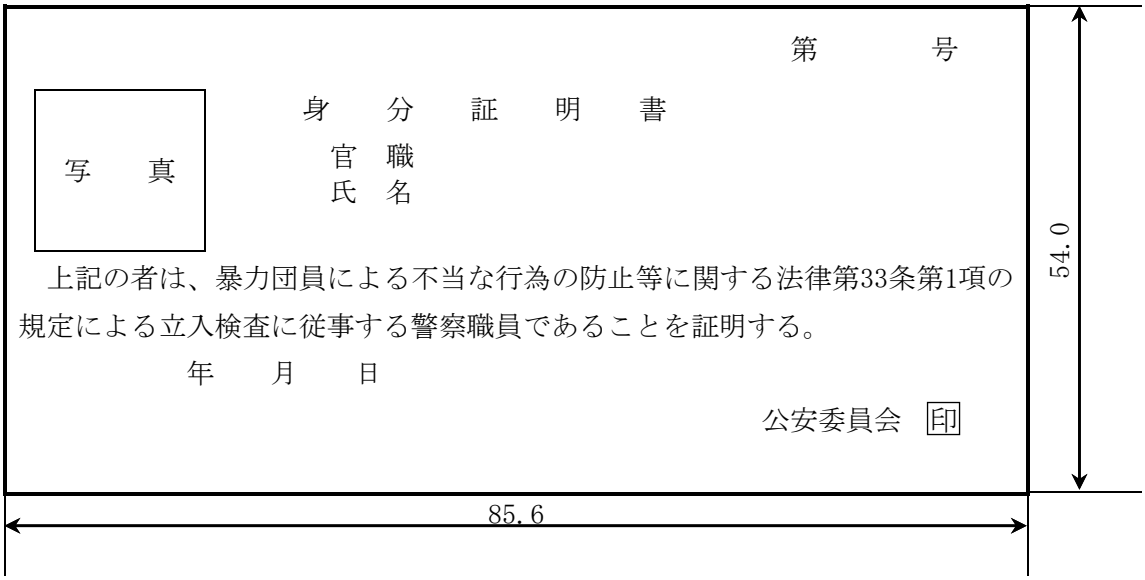
別記様式第23号(第36条関係)

(表)



(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)

第33条　略

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。